

組合員の皆様

2018年2月9日

2018/19 保険年度の保険更改について

更改事項について最新情報をお知らせいたします。

1. P&I、オフショア、ディフェンス、戦争危険およびロンドン各クラスのルール改定

2017年12月21日付の回覧でお知らせした改定案が、2018年1月31日開催のメンバー会議で承認されました。

2. 2018/19 保険年度のでん補限度額

でん補限度額案は、現保険年度と同じで、以下のとおりです。

船主の加入について

- 油濁に関するクレームは、通常国際グループ責任文言に従い、でん補限度額を1事故あたり10億ドルに据え置きます。
- 船客および船員に関するクレームは、総限度額に関する文言に従い、1事故あたり総額30億ドルをでん補限度額とし、うち船客に関するクレームは20億ドルを限度とします。
- その他のすべてのクレームは、オーバースピル・クレーム・ルールの規定を限度とします。

多くの組合員の皆様から、油濁の超過額カバーが2018/19保険年度に利用可能になりそうかお問い合わせを頂きました。プール対象組合員の皆様につきましては、2018/19保険年度に、10億ドルを超過した油濁のカバーを購入できるようになると見込んでいます。ご関心がございましたら、ブローカーまたは当クラブへご連絡ください。当クラブにて手配する場合には、引受保険者の代理人としてのみカバーを証明することになります。

.. / ...

傭船者の加入について

傭船者を加入者とする保険のてん補、共同加入等 (joint entrants / co-assureds) の傭船者のてん補、コンソーシアム契約に関するてん補は、別途加入証明書に記載がない限り、3 億 5000 万ドルを P&I リスクのてん補限度額とします。

傭船者の P&I カバーは、国際グループプールとは別の再保険契約に従って提供されます。この再保険は、合意を条件として、10 億ドルまでの総合単一限度額 (P&I と船体損害) でリスクを受け取ることが出来ます。

傭船者のカバーは、クラブ管理者の同意と追加保険料によって、貨物所有者としての傭船者の責任に対するてん補を含めることが出来ます。

追加のカバー

追加のカバー (fixed premium P&I / P&I war risks / offshore and specialist risks / contractual covers / K&R / professional liability / traders など) の限度額は、具体的な合意及びプール対象外の再保険プログラム (現行 10 億ドル以下) によるカバー、または他の特定の再保険によります。これらに該当する組合員は、その加入証明書に記載がされています。

3. 戦争危険

標準的な P&I カバーの場合の戦争・テロ危険特別担保は、これまで通り、5 億ドルを限度額として提供します。追加担保を設定する場合の戦争・テロ危険特別担保は、引き続き、当クラブが個別に同意し、加入証明書に記載された金額と 1 億ドルのいずれか低い方を限度額とします。船主の生化学兵器等リスクの担保は、引き続き 3000 万ドルを限度額とします。

4. 米国のテロ危険

理事会は、2015 年米国テロリズム危険保険再承認法 (US Terrorism Risk Insurance Program Reauthorization Act 2015) に定義されるテロ行為に対する担保を次保険年度も提供することを決議しました。同法が適用される当クラブ加入船舶はごく少数ですが、適用資格を有する船舶は、1 加入 G/T 当たり 0.25 セントが、かかるテロ行為のリスクに対する保険料とみなされ、全体の保険料の中に含まれます。同法の規定に基づき、米国政府は、対象となるテロ行為による損失に対するてん補額のうち、当該保険担保を提供する保険会社によって支払われる法定免責額 (保険会社の保険金支払責任限度額) を超える額の一定割合を支払います。

改正後の同法は、政府補償に関するトリガー条項 (政府補償プログラムの発動条件) も定めています。すなわち、同法適用対象と認められたテロ行為により生じる保険業界全体の損失額が、一定額、つまりトリガー金額 (現行 1 億 6000 万ドル) を超えない限り、保険会社は政府補償を受けることができません。さらに、任意のプログラム年度における保険損失総額が 1000 億ドルを超える場合、米国政府は、過超分については一切補償金を支払わず、保険会社も自社の法定免責額まで支払った後は、1000 億ドルを超える部分について支払責任を負わないものとします。

.. /...

5. ブルーカード

当クラブは、CLC 条約（油濁民事責任条約）、バンカー条約、海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約、船客に対する賠償責任に関する EU 規則に係るブルーカードを次保険年度の加入船舶に発行します。組合員が、当クラブまたは国際グループに所属している別のクラブとの契約更改を約する書面を当クラブに提出した場合は、更改条件の合意前でもブルーカードを発行しません。

6. MLC 証書

当クラブは、MLC 第 2.5 規則、第 A2.5.2 基準および第 B2.5 指針に基づく船員の未払い賃金、送還費用および付帯費用、ならびに、MLC 第 4.2 規則、第 A4.2.1 基準および第 B4.2 指針に基づく船員の死亡または長期の後遺障害に対する補償に関して、金銭的保証に関する MLC 証書を提供することができます。当クラブは、関連する申請書に必要事項が記入され次第、MLC 特別条項（MLC Extension Clause）に規定される基準に基づき金銭的保証に関する MLC 証書を提供することができます。特別条項では、金銭的保証に関する MLC 証書に明記された MLC の規則および基準の範囲内となる、船員が提起するクレームに対してクラブが支払いを行うことが規定されています。また特別条項には、そのような支払いが標準的なカバーの範囲外である場合には、組合員はクラブに弁済する義務を負うことが定められています。その場合、標準的な P&I カバーの範囲外の MLC に基づく責任について、全組合員および共同加入者が当クラブに弁済する連帯責任を負うことに留意してください。クルーリスクが P&I カバーから除外されている場合、クルーリスクに対する P&I カバーを船主に提供している保険会社が金銭的保証に関する MLC 証書を提供することになります。ただし、当クラブは、一定の状況下では、当クラブ承認の補償状を受領した際に証書を発行することがあります。

7. 保険料および解除保険料

2018 年 1 月 31 日に開催されたクラブ理事会で、当クラブの財務状況を審査しました。P&I、ディフェンス、ロンドンまたは戦争の各クラスについて、勘定未閉鎖保険年度の追加保険料が必要になることはないの見込んでいます。

P&I とディフェンス両クラスの解除保険料については、2015/16 保険年度および 2016/17 保険年度はいずれも年間保険料の 0%、2017/18 保険年度は同 6%で確定しました。2018/19 保険年度の解除保険料は暫定的に、年間保険料の 6%に設定されています。2015/16 保険年度は 2018 年 5 月に閉鎖される予定です。

ロンドンおよび戦争クラスの解除保険料については、勘定未閉鎖保険年度はいずれも、予定保険料の 0%で確定し、2018/19 保険年度の解除保険料も暫定的に同 0%に設定されています。

.. /...

8. 未払いの保険料

保険更改は、2018年2月20日時点で当クラブへの未払いがないことを条件としています。未払いがある場合、2018年2月20日から当該未払金が支払われるまでの間、てん補は更なる通知なく停止します。組合員がブローカーを採用する場合、ブローカーはあくまでも組合員の代理人であることに留意してください。ブローカーに保険料を支払っても、クラブに支払ったことにはならず、保険料が当クラブに確実に支払われるようにする責任は組合員にあります。

全ての被保険者は、全てのクラブ・ルール（追加保険料、解除保険料、オーバースピル保険料、法と裁判管轄に関するルールを含みますが、これらに限定されません）に拘束されることを受入れること、またルール第18、19、21の各条により理事会が課す追加、解除、オーバースピル保険料の支払い責任を受入れることを確認したと見なされます。これらの具体的な義務及びルール規定への言及は、全てのクラブ・ルールに拘束されるという全ての被保険者の同意を、何ら制限するものではありません。

9. 銀行手数料の分担—2017年決済サービス規則（Payment Services Regulations 2017）

英国法にて新たに制定された2017年決済サービス規則（PSRs）により、2018年1月13日に発効した改正 EU 決済サービス指令（PSD2）の規定が実施されます。PSD2は、競争を促進し、消費者保護を強化し、決済の革新を奨励することを目的とした欧州指令です。

PSRsは、欧州経済地域（EEA）内の大半の組織および EEA 外の一部の組織に影響を与えます。主な影響としては、支払金の受取人と送金者との間で銀行手数料を分担することが新たに強制となっていることが挙げられます。支払金の送金者には銀行手数料を全額負担するという選択肢はなくなり、受取人は支払金から銀行手数料の分担分を差し引いた金額を受け取ることとなります。

PSRsは、通貨にかかわらず EEA 内の全取引に適用され、送金者または受取人の所在地にかかわらず EEA の通貨で行われた取引にも適用されます。そのような取引ではいずれも、銀行手数料が分担されます。

10. サイバー犯罪および情報セキュリティ

サイバー犯罪の脅威は近年、かなり増大しており、サイバー犯罪の件数も巧妙度も増えています。当クラブ管理者は、この脅威を低減させ、犯罪行為の企てを継続的に注意深く監視するために、多くの対策を導入しています。

こここのところ、当クラブを名乗って、新たな銀行情報を通知する電子メールを組合員が受け取るという事例が数多く発生しています。誤解を避けるためにお伝えしますと、当クラブの銀行情報に変更はありません。そのような場合には、相当な注意と職業的懐疑心をお持ち頂き、疑わしい場合には、ためらわずに当クラブへ直接ご連絡ください。

.. / ...

11. Charles Taylor & Co. Limited

パリで理事会に報告されたとおり、2018年1月9日より、The Standard Club Europe Ltdの管理者の代理人である Charles Taylor & Co. Limited が、照合番号第 785106 号として、金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）から直接認可を受けました。直接認可を受けたことにより、Charles Taylor Services Limited の指定代理人としての Charles Taylor & Co. Limited の地位は同日に終了いたしました。

直接認可により、Charles Taylor plc 内の規制対象業務が、その顧客の規制対象業務に適合することとなり、これによって他の認可企業（以前は Charles Taylor Services Limited）とは関係なく、Charles Taylor & Co. Limited の規制リスクを管理する能力が向上します。これにより、Charles Taylor & Co. Limited の EU 離脱（Brexit）に対するプランは、The Standard Club Europe Ltd と足並みをそろえることとなります。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

（本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです）